

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 1 8 年 2 月 2 8 日)

1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

む つ 市 議 会 全 員 協 議 会 会 議 録

○ 開会の日時 平成 1 8 年 2 月 2 8 日 (火) 午後 2 時 5 5 分開会
午後 4 時 1 3 分閉会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席議員（61人）

1番	濱田	栄子
3番	白井	二郎
5番	堺	孝悦
7番	川下	八十美
9番	菊池	一郎
11番	高田	正俊
13番	東	健而
15番	石田	勝弘
17番	杉浦	守彦
19番	杉浦	洋
21番	横垣	成年
23番	大澤	敬作
25番	東谷	良久
27番	佐々木	隆徳
29番	竹本	強
31番	坂井	一利
33番	板井	磯美
35番	赤松	功
37番	徳	誠
39番	鎌田	ちよ子
41番	野呂	泰喜
44番	目時	睦男
46番	澤田	博文
48番	柏谷	均
50番	服部	清三郎
53番	慶長	徳造
55番	牛滝	春夫

2番	山本	留義
4番	村中	徹也
6番	川端	一義
8番	小林	正
10番	新谷	功
12番	村川	壽司
14番	澤藤	一雄
16番	富岡	幸夫
18番	柴田	峯生
20番	久保田	昌司
22番	工藤	孝夫
24番	松野	裕而
26番	東谷	正司
28番	立石	政男
30番	千船	司
32番	福永	忠雄
34番	飛内	賢司
36番	田澤	光雄
38番	佐々木	肇
40番	菊池	広志
43番	千賀	武由
45番	田高	利美
47番	菊池	清
49番	工藤	清四郎
52番	杉本	清記
54番	佐藤	司
56番	本間	千佳子

57番 半田 義秋
 59番 斉藤 孝昭
 61番 富岡 修
 63番 宮下 順一郎

58番 坪田 智十司
 60番 中村 正志
 62番 川端 澄男

欠席議員（2人）

42番 工藤 直義

51番 池田 正利

○説明のため出席した者

市	長	杉山	肅
助	役	田頭	肇
収 入	役	田中	實
教 育	長	牧野	正藏
公 営 企 業 管 理 者		杉山	重一
代 表 監 査 委 員		菊池	十田夫
総 務 部	長	齋藤	純
企 画 部	長	渡邊	悟
民 生 部	長	高橋	勉
保 健 福 祉 部	長	名久井	耕一
経 済 部	長	森	正剛
建 設 部	長	藤井	幸男
教 育 部	長	宮下	孝信
教育委員会事務局理事		新谷	加水
総務部副理事・総務課長		佐藤	節雄
企 画 部 次 長		工藤	武勝
企 画 部 財 政 調 整 監		近原	芳栄
企 画 部 企 画 課 長		奥島	愼一
企 画 部 財 政 課 長		下山	益雄
監査委員事務局次長		久保	恒夫
川 内 庁 舎 所 長		佐藤	吉男
大 畑 庁 舎 所 長		中嶋	康夫
脇 野 沢 庁 舎 所 長		千船	藤四郎
総務部総務課長補佐		濱田	賢一
総務部総務課行政係主査		澁田	剛

○事務局出席者

事務局 長 藤 田 修
主 幹 柳 田 諭
庶務係主任主査 濱 村 勝 義
庶務係主任 赤 石 奈穂子

次 長 小 島 昭 夫
庶務係 長 古 川 俊 子
調査係主査 青 山 諭
庶務係主事 葛 西 信 弘

(午後 2時55分 開会)

○議長(宮下順一郎) ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることにしております。

それでは、市長から報告をお願いいたします。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご説明申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

まず、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成17年12月27日に開会されました組合議会第105回定例会に提案され、可決及び認定されました6議案についてご説明いたします。

まず、議案第19号 一部事務組合下北医療センター条例を左横書きとする措置及び用語等の統一に関する条例についてであります。これは、現に効力を有する条例の書式をデータベース化に適した左横書きとし、あわせて用語、用字、送り仮名等の統一を図るためのものであります。

次に、議案第20号 一部事務組合下北医療センター病院診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは、県内類似病院の徴収状況を勘案して、死後処置料を定めたものであります。

次に、議案第21号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、これまで、管理委託制度により運営してまいりましたむつりハビリテーション病院、東通村診療所及び白糠診療所につきまして、来る4月1日から指定管理者制度を導入することとしたものであります。

次に、議案第22号 平成17年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは、上期の経営実績及び医療機器等購入事業の確定に伴い、補正したものであります。

次に、議案第23号 平成16年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。業務量の年間延べ総患者数は72万3,401人で、前年度より4万1,682人、5.4%減少しております。これを、入院、外来別に見ますと、入院患者数は20万9,170人で、前年度より1,217人、0.6%増加し、外来患者数は51万4,231人で、前年度より4万2,899人、7.7%減少しております。

市内の施設ごとの入院及び外来の患者数を合算した年間延べ総患者数は、むつ総合病院が6.5%減の4万7,287人、大畑病院が13.1%減の4万6,610人、川内病院が5.8%減の3万2,784人、むつりハビリテーション病院が0.7%減の4万221人、脇野沢診療所が2.6%減の2万2,830人となっております。

次に、収益的収支の税抜き決算額は、収入が118億3,256万5,460円で、支出は、124億3,118万6,729円となり、当年度の純損益は、5億9,862万1,269円の純損失で、前年度より1億549万2,419円純損失が減少した決算となっております。

この結果、組合全体での当年度の未処理欠損金は、165億1,769万2,703円となっております。

市内の施設別の決算状況は、むつ総合病院は2億377万2,943円の黒字決算、大畑病院は2億5,369万884円の赤字決算、川内病院は2億3,544万8,646円の赤字決算、むつりハビリテーション病院は326万1,193円の黒字決算、脇野沢診療所は6,176万4,959円の赤字決算となっております。

次に、資本的収支についてであります。資本的収入は8億2,313万4,767円で、資本的支出は11億3,814万2,793円となり、資本的収入が支出に対して不足する額3億1,500万8,026円は、一時借入金で措置しております。

次に、議案第24号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、上期の経営状況を勘案して事業本部事務局、むつ総合病院、川内病院、大畑診療所、佐井診療所及び脇野沢診療所に勤務する職員の給料月額を3%減額することとしたものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。平成17年12月26日に開会されました組合議会第83回定例会に提案され、可決及び認定されました5議案についてご説明いたします。

まず、議案第35号 下北地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。これは、消防体制の充実強化を図るため、消防職員の定数を2名増員することとしたものであります。

次に、議案第36号 下北地域広域行政事務組合救急車購入基金条例を廃止する条例についてであります。これは、昨年12月に高規格救急自動車を購入し、むつ消防署に配備したことにより、基金の設置目的が達成されたことから当該基金を廃止したものであります。

次に、議案第37号 十和田地区環境整備事務組合と下北地域広域行政事務組合との間のし尿処理事務委託に関する規約の廃止についてであります。これは、平成10年4月から六ヶ所村に係るし尿処理事務の一部を十和田地区環境整備事務組合に委託しておりましたが、平成18年度中に汚泥再生処理センターが完成することに伴い、当該処理事務を事務組合において処理することとしたものであります。

次に、議案第38号 平成17年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予

算についてであります、これは、給与費等の補正をしたものであります。

次に、議案第39号 平成16年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてであります、歳入総額は59億6,877万6,387円で、これに対する歳出総額は59億1,531万237円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では、5,346万6,100円の剰余金を生じた決算となっております。

なお、昨年11月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（宮下順一郎） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） ただいまの一部事務組合の報告に関連して質疑をさせていただきます。

まず初めに、病院問題であります。大畑診療所の入院ベッドを持つ診療所の意味合いについてでございますが、入院できる診療所とは、入院時間が48時間だというお話を伺いましたが、この点について、市長のご認識をお伺いいたします。

次に、ことしに入ってから早朝、救急車でむつ総合病院に搬送された脳卒中の後遺症を持ち、高熱を発した患者への対応が医療に携わる方とはとても思えない事例があったといえます。それは、「なぜこんなのを連れてきたんだ、連れて帰れ」、家族が点滴をしてほしいというと、「そんなのやって、何の役に立つんだ」というような暴言を浴びせられて、最終的には点滴をしてくれたといいますが、付き添いの家族は悔し涙に暮れたと言います。聞いてみますと、このようなケースはたびたびあるといえます。厳寒の早朝、救急車で病院に行かなければならないということは、生命の危険を感じたからこそであります。病は気からと言いますが、不安で心細い状態にある患者に対して、医療を施すべき機関として、全く逆しまの対応であると思います。医師不足の現状であり、医師の方々の過重な労働環境が反映しているのかもしれないかもしれませんが、まさにあってはならないことであります。今こういう状況にありますから、責任を追及しようとは毛頭思いませんが、二度とこのようなことがないように病院全体での取り組みをお願い申し上げます。

次に、浄化槽管理業者の問題であります。これはくみ取り業務の区域割の見直し、つまり市全体を自由に業者が参入できるというようなことで、随分

市長とも長い間議論をしてまいりまして、間もなく1年になるわけですが、市長は前回の全員協議会の答弁で、公的あるいは非公式にさまざまな試行錯誤を繰り返さなければならないという思いもあります。努力してみますと答弁されました。現在どのような状況にあるのかお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 診療所で48時間しか入院させられないという、いわばこれは第1次救急という考え方です。それ以上重い治療といいますか、もっと医療的に高いレベルの治療をする際には、第2次救急等への移送をする方が正しいと。患者の大半は、第1次救急で終わるという場合が多いということ的前提に定められているものでありますが、医は人術と言うのです。個別の対応によっては、必ずしも原則どおりでなくてもいいのではないかとするのは私の考えであります。48時間が96時間になってもいいのではないかとというくらいの気持ちを私は持っております。それは、まだ大畑診療所になってからの入院患者がないので、先ほちょっと伺いましたが、事務方からの答弁であったはずでありますから、その状況については医師の立場で判断するケースもあり得ると、こう私自身は考えます。そんなに間違っていないはずですよ。

例えば開業しているお医者さんは、とても48時間では公共の診療施設との判断は違ふだろうと言われると、それももう一つの原則として確かにある。救急ということに対する考え方の解釈の問題が含まれているのではないかと思います。答えているのは、門前の小僧でございますから、必ずしも正しいお経を読んでいるとは申し上げかねますけれども、でも医療法は、精神はそうになっているはずであるということだけは確かでありますので、そのようにご理解願いたいと思います。

次の医師の個性の問題についてのお尋ねでありますけれども、これについては病院長は総合的な責任を持ち、医局全体とたびたび協議を重ねて改善策に努めているところであると私は聞いております。また、目安箱のようなものも用意して、いつ、どのようなときに、どんなことがあったかということ率直に述べてもらって、それについての対応も検討しているようでありますから、少しずつでも改善されていくものと思います。多分何かの都合で虫の居所が悪かったお医者さんとぶつかったのかもしれないと。私がこういう無責任な答弁していますが、その改善する努力だけは常に重ねているということ強調したいがために申し上げているということでご理解を願いたいと思います。

それから、浄化槽の問題では、組合の内部で問題になっております。組合の内部では、対応策を変えるということで、個別の業者からも意見を聞き、

今後組合全体としてできるだけ統一した方向に持っていきたいという話し合いは大分重ねているようであります。今後の改善方を私も期待している一人であるということでご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） まず、1点目の大畑診療所の入院の日数の件につきましては、2日が4日、5日になってもと、その程度の話だというようなことだろうと思います。旧大畑町がどうしてこのような決定をしたのかわかりませんが、今後の対応について我々も検討してまいりたいと、このように思います。

この救急患者への対応については、よろしくお願い申し上げます。

そして、浄化槽の業者の関係につきましては、私は原則的に先ほどから申し上げておりますように、くみ取り業者の相互参入というふうなことでございましたが、市長はいろいろ先回のご答弁に基づいて種々努力をされたということでありますので、この辺については組合の方からどういう状況にあるのかを、詳しくお聞きする以外にないのかなと、今のところそう理解いたします。市長のご努力を多とし、いましばらくこの推移を見守ることといたしたいと思います。

なお、これまでの市長答弁の中で、過去においてくみ取り業者による水増し行為等があったと、ようでありますとかというようなご答弁をされたことがございます。事務組合において、これらの悪質な、ある意味では犯罪行為であります。監視指導の強化をお願い申し上げて、質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご要望とお受けとめいたしましたけれども、ただ私たちは公的な立場でくみ取り業者等の選別をしているという仕事もやっているわけですから、いつまでも優しいというわけにはいかないこともあります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。5番堺孝悦議員。

（5番 堺 孝悦議員登壇）

○5番（堺 孝悦） ちょっと重複するかもしれませんが、私も澤藤議員と同じように、まず医療ということで大畑の診療所問題を一つお尋ねいたします。

市長がずっと大畑の診療所問題については、ないまでも何とかしようということで頑張る、これは私認めています。ただ、大畑の議員として、なかなか一枚岩にいなかった事情もあった、これも私認めます。しかし、それはさておいて、きのう実は事務局長の高坂さん、あともう一人の方と、私と先輩議員である川端一義議員、それから濱田栄子議員の3人で事務方の現状と、それから事務方として現在できる範囲内で打開策はないかということで小1

時間お邪魔したのです。その中で先ほど触れましたけれども、48時間の診療体制というのが出てきたのです。私たちは、合併当初から19床という入院体制にとらわれてきたわけですし、ここに至って実は二つあったと、19床といえども二つのやり方があったと。そういうことで、どちらの選択が住民にとってベストなのかということ、当然市長もお答えのとおり、48時間の入院を兼ねた、さらに19床の有効利用、これは間違いのないのです。しかし、やはり法律にはきちっと48時間とうたっているわけですから、私としてはそこをしっかりとしゃくするというのは、それは善意ではいいのですけれども、やはり方向性としては、もう一つの選択肢も視野に入れるべきではないかと、そう考えております。この辺で二つの選択肢があるということで我々もこれから議員ともどもどちらが住民にとって望ましいかということをも十分審議して、市長とも相談を重ねるつもりです。

市長としては、先ほど答弁した中で、48時間にこだわらなくもよいというような考えを持っていると言いましたけれども、僕としては法律というものが厳然とあるわけですから、その辺を踏まえて事務方と十分協議をしながら、我々も住民の意見を周知しながら、市長としてそういう個人的見解よりも、やはり法律論からいって現状としてはどちらが実現可能であるかと、こういうことで一つお答え願いたいのですが、どうですか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 実は、まだ大畑病院が地域医療再編計画の中で、診療所にかわってほしいという県の方針を受けて協議会を開いている。その中でその協議会が病院あるいはその他の方で立案をした、県が中心となって立案したものでありますが、立案した原則論を、頭からそんなものを飲むことはできないということで、け飛ばしていらっしゃる。ところが、大畑地区の例えば商工会の会長でありますとか、地域婦人団体のリーダーでありますとか、そういう方々がおいでになって、その協議会を再開してほしいという要請が私に対してありました。これは、病院に伝えてあります。それがまずこれまでの経緯の中の主な出来事です。

ご承知と思いますが、むつりハビリテーション病院、病院と、それからリハビリテーション、つまり介護保険を適用する入所者、両方を受け入れる施設なのです。病院から出されても介護施設に入れば、それでいいのです。ただし、介護認定は少なくとも1以上の認定を受けていなければなりません。現に私も、ことし、今3年目を迎えて、今晚祝賀会があります。病院の機能を持った部分と介護施設としての機能を持ったものが昔の大湊国立病院の中で共存している。ここで今事業として展開しようとしているのが訪問介

護をやろうとしている。その内容が出張りハビリテーションなのです。こういうことを既にやっている施設がむつ市内にあるということにもご理解を示していただきたい。そのあたりで先ほど申し上げた検討委員会を再開してほしいという大畑地区のある意味では指導者的な地位にある方々のご意見も聞く耳を持つと、こういう形をとっていただければ、私どもも事に取り組みやすい立場に置いていただけると、こういうふうに考えます。

○議長（宮下順一郎） 5 番。

○5 番（堺 孝悦） 選択肢が二、三あるということで、どの選択肢が大畑住民にとって望ましいか、官民力を合わせてぜひ協議会というものを立ち上げていただいて、もう一回土俵に上がって再検討すると。それから、最終的にあれだけの施設を持っているわけですから、その有効利用もきちっと視野に入れて、その点きのう高坂さんとは十分な論議を尽くしました。あとは、市長のお考えも確認するという事で帰ってまいりました。我々も合併を終えて、医療の問題が格差社会にならないように、ひとつ市長のご助力と、それから我々も住民の意見を周知徹底して事に当たるという覚悟でまいりますので、この選択肢の中で現状としてどれが一番時間的に、あるいは規模的に医師 1 人の現状で無理のないようにやれるかということでは、これからまたたびご相談をかけますので、ひとつご協力を十分お願いするという事で、一つ終わります。

せっかくの機会ですから、もう一つ。し尿の問題で私も大畑の議員として、澤藤議員の質疑の推移をずっと眺めてまいりました。どこに問題があるのかということで、それなりの資料もいただいて検討しました。はっきり言って、1 社だから独占、高どまりということにはならないのです。なぜかという、日本あまねく 1 社はたくさんあるわけですし、大畑だけの問題ではないのです。そういう点で、ただ合併を機にそういう旧体制が果たしてそのまま維持されていいのかというところにもまた一つ問題提起があるということで、これも合併後の非常に流動的な中で、やはり住民の意見と、それからあくまでも公的な企業であるということをすり合わせて時間をかけて落としどころを見つけなければいけないと。法律的には、1 社だから独占で高いということは一つもうたっていないです。私、ちゃんと見ました。そういうことでは、ご指導する以外にないと。組合の方でも十分それを了知して、組合内部でそれをすり合わせ、是正するという事であれば、私たちとしても一利を何とかというのがありますね。そういうところでは、市長の采配もよかったかと思えます。

これで終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） 報告の2ページ、外来患者数、外来、入院、合計した患者数がむつ総合病院は6.5%減と言いながらおよそ46万7,000人、大畑病院は4万6,000人でございます。そのほか川内病院、むつりハビリテーション病院、たくさんありますが、むつ総合病院のお医者さんは54名でございまして、大畑病院のお医者さんは1名でございまして。応援体制はいただいておりますけれども、やはり先生方にかかる負荷はかなり大きいものと思います。何とか、先ほど有床の診療所のお話もありましたけれども、先生方にとっても、また患者さんにとってもいい方向に進めていただきたいなと思います。

それで、先ほど市長が協議に入るということをおっしゃったのですけれども、それはいつごろというか、その予定ははっきりしていращやるのでしょうか、お聞きします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） いつということを申し上げることは非常に難しい。最初の話し合いでかなり説明に上がった方がショックを受けておりまして、私がおそのショックを和らげる立場をとっている最中でありまして、和らぐ効果が出てくるまで、でも大分やわらかくなってきましたけれども、そういうことがありますので、時期的なものを明示して申し上げられるような状況ではないのですが、でもきょうのこの全員協議会の様子をお伝えすれば、早くなる可能性があるのではないかと考えております。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 先ほど澤藤議員、救急車で搬入したときの体験を話されましたけれども、私実は逆の体験を持っておりまして、12月に96歳のおばあちゃんなのですけれども、体調悪くいたしまして、むつ総合病院に参りまして、先生に100歳まで頑張ろうということで励まされて、手厚い看護をしていただきました。先ほど市長がおっしゃったように、さまざまなことがあろうかと思いますが、何とかむつ総合病院まで来なくても、風邪を引いたぐらいなら大畑診療所で受け入れていただけるような体制を早急にとっていただきたいなと思います。今まで市長は、何とか先生をお願いしますと言いますと、医師がない、医師がないとおっしゃるのですけれども、市長の意思をまずは強く持っていて、事に当たっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 市長も過去に入院したことがあると思いますけれども、むつ総合病院の駐車場の問題についてお伺いいたします。この問題は、また予算が伴いますので、去年の議会と同様に、またないそでは振れないとか、予算がないので、今はじっと我慢しなければならないのではないかなというような答弁が返ってきそうな気がいたしますけれども、病院の駐車場、これは冬場になれば物すごくわきの方から雪に攻められてきまして、駐車場のスペースが相当狭くなるわけです。これで駐車しようとする人たちは、駐車場外から国道のずっと近くまで並んでいるわけです。この緩和策がないものかどうかというお尋ねでございますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 駐車場を有料にしたときからの経過を考えてみますと、最初有料にしたときは、それなりに調子がよかったのです。それから、スタンプが始まりまして、駐車券にこういう用事ですよというスタンプを押してもらおうと、一定時間ただにしてもらえると、こういうことになりました。しかし、だんだん人間なれてきますと、有料になって払うにしても、診療時間、一定時間ただにして、その後かかった分を有料にすると。このくらいなら払えるわという気持ちで、何せやはり病院の玄関に近い方に駐車する方が気持ちの上では楽でしょうから。

それから、現在土地を借りて駐車場に使っていますが、これは結構信号一つ渡ってこななければならない、こういう問題があります。同時にやったのは、病院の職員の駐車料を有料にしているのです、月決めですけども。そういう事情もありますが、冬の期間、特に駐車面積が狭くなるということはあると思います。融雪装置を少し用意すれば、1割ぐらいは広がる可能性があるだろうと思います。それは、検討させる必要が大いにあるだろうと思いますが、今以上に車がふえるということになると、これは相当あそこの駐車場を有料にするためには5年間検討しているのです。金の話よりも土地の方の広さと、そういう何がいい方法かということが検討の対象になると思いますが、ただし今のところ、有料化しても、それが皆さんに喜んで使っていたらいいということを実績として活用できるのではないかと思います。

駐車場の面積が狭い理由の一つは、あそこに2社のバスが入っているために、回転場所だとか交差する場所を用意しているということで、これ以上広げられないという事情があるのですが、できればむつ地区の方々などはバスを利用してもらおう、あるいは少し金あったらタクシーを利用してもらおうという、タクシーのためのスペースは結構とってあって、ずっと待機している車が多いのです。そんなことの宣伝を病院の方の立場と、それから公共交通の

方の立場の方々と共同でPRするという事なども、プラスになるかどうかはともかくとして、やる必要はあると思います。ただ、土地を確保して面積を広げるとするのは、今の状況では周囲の環境からいってかなり無理であるということは申し上げなければならなくて、まことに残念であります。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） 今スペース的に狭められた状態ですので、広げることは無理だというようなご答弁をいただきましたけれども、市長、一つの提案ですけれども、現在の駐車場の下に地下を掘ったり、立体駐車場みたいなものを将来つくったらいかがでしょうか。そうすれば、その駐車場のスペースは相当緩和されて、入り口なんかは問題になりますけれども、こういうふうなものを少しでも緩和する、夏場は私もよく見舞いなんかに行ったりしていますので、夏冬よく考え見ているわけなのですけれども、夏場の場合はそんなに込んでいるというところは余り見受けられないのです。ただ、冬場の場合には、もう雪、普通の道路なんかにも雪が狭められ寄せられてきますので、除雪にはご配慮いただいていることは重々わかっていますけれども、やはり猛吹雪になったりいろいろな雪の問題などは、お年寄りたちにとっては相当苦痛になっているわけです。ですので、この問題に対しまして、立体駐車場とかは初めに申し上げましたとおり、予算的に大変な折ですので、何かいい考えがないものかどうか、ご検討をいただきたいなと思ひまして、一つ提案として申し上げたわけなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 雪によって狭められているということであれば、水で解かすと、下の側溝などは整備しています。病院を建設する際に。ここに道路改良に携わった会社の社長もいらっしゃいます。水はけは結構いいのです。舗装をちょこっと改良すると、全面融雪装置ができる、平米2万円程度でできるということでもあります。2階建てにするということは、そんなに面積がふえないのです。車が通るためのコースをとらなければだめですから。そういうこともありますので、幾つか検討すべき問題はあると思います。多分今の話は病院で聞いているはずですから、検討してもらうことにいたします。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） 何回も申しますけれども、予算的にもなかなか大変な折ですので、一応検討していただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。7番川下八十美議員。

(7 番 川下八十美議員登壇)

○ 7 番 (川下八十美) 今私たちは、各一部事務組合の現況報告を賜ったわけでありますので、私は一部事務組合下北医療センターのことと下北地域広域行政事務組合のことにつきまして、若干質疑をさせていただきたいと思います。

医療センターのことではありますが、これは合併以来大畑診療所の問題につきましては各議員、また医療議会におきましても、新谷議長を中心にいろいろ議論をされておるようでありますので、その方に私は譲りたいと思っております。しかし、余り悲観的なことばかり申し上げてもなんでありますので、きょうの報告にもありますように、むつ総合病院、6.5%減、46万7,287人にかかわらず、やはり単年度で黒字決算をしたと、こういうことについては、今回も職員の3%給料減にもかかわらず、やはり小川院長を中心に、あるいは事務方の高坂事務局長率いる職員の労を私は多としたい。こういういい面もあるわけでありますから、これが医療センター全体にいい方向で及ぼされるようにご期待をまず申し上げておきたいと思います。

それにいたしましても、1点だけ、今東健而議員も言われましたが、患者のサービス、住民サービスの面からは、いかんせん駐車場の問題が私はあると思っております。私も女房が病気なものですから、定期的にむつ総合病院に行っておりますし、お見舞い等にも行くわけでありますが、やはり行くたびに車の列が市道否国道の方まで並んでおる実態であります。そこで、今東健而議員が新しい提案をされましたが、私も一つ提案をしておきたいと思います。

正直申し上げまして、あの向かいのパチンコ店が、私たちの知人もかなり投資をしているようですけれども、言葉は悪いのでありますが、夜逃げ同然の形でいなくなったと。私は、旧むつ市議会のときに現在使用しておる駐車場を提言したときがございます。私も中に入ってもいいよと市長に言ったくらいでありますから。このパチンコ店の駐車場はパチンコ店のものではなくして、むつ市民の所有なのです。これはご承知だと思っております。ですから、これは今早急にというわけにはいきませんでしょうけれども、やはり前の駐車場と同じような形でパチンコ店の駐車場を市が、買い取ることはちょっといろんなあれがあるでしょうから、やっぱり借り上げをするような、こういう手段をとって、駐車場の緩和を図るべきだと、こう私は思っております。この点、医療センターのことについて1点だけお伺いをしておきます。

次に、下北地域広域行政事務組合のことについて市長にお伺いをしたいわけでありますが、今現在し尿処理センターは、住友重機工業株式会社と一昨

年の6月ですか、47億7,000万円、消費税を入れますと50億円を超える予算をもって契約をして、工事が今進行中であります。ところが、ご承知のように、昨年11月にこの住友重機が汚泥処理、いわゆるし尿処理事業から撤退をする、こういうことが決定されました。その主な要因は何かというと、8月2日に公正取引委員会が談合疑惑をもってこの住友重機に立入検査に入った。そのために、会社として、以後水処理施設の諸事業の受注から撤退をする、こういう決定をされておるわけであります。ですから、平成19年3月31日の工期でありますけれども、この住友重機の決定が、今の私たちのし尿処理事業にどう影響を及ぼしておるか、すなわち工事の進捗状況はどうなっているのか、工期の方は大丈夫なのか、あるいは管理運営の面で、これから保守点検の形でこの事業を住友重機が継続して行えるのかどうかという疑問がここに出てくるわけであります。そういったことについて、市長の方にどういう、管理者の方にどういう連絡が入っておられるのか、3点目にこれ重要であります。この談合が、我々のいわゆるし尿処理事業が原因であったのかどうかということが一番大きなポイントなのです。このことをはっきりとひとつお答えを願いたいと、こう思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） むつ総合病院の駐車場の問題、あそこのパチンコ店、あの駐車場としている土地は、ことし3月いっぱい借りております。契約は生きております。所有者がかわっているのは、それは何らかの別の事情でありましょう。私どもは、競売にかける権利を保有しております。そういう状況がありますので、できるだけ税の滞納がある、それらのことなどと総合しながら音便に済ませ、なおかつ契約をしていきたいと。現在の所有者の名義になっている方ともお話はできそうであります。

住重がこのし尿処理から撤退するのは、別にそれに直接関係する談合の問題ではないのです。よそでやった談合の話なのです。この事業が特に、それは会社の事業の選択でありますから、私どもと直接的な関係は一切ありません。ただし、申し入れ文書はちょうだいしております。今後とも住友重工が最後に建設する施設であるから、これによって地域に迷惑を及ぼすようなことは一切生じさせない、責任を持って施設の今後のメンテナンスには対応すると。また、SPCをつくるのであれば、それにも協力をしたいと、こういう社長名の文書はちょうだいいたしております。でありますから、私どもは今協議を進めているという状態にあります。

○議長（宮下順一郎） 7番。

○7番（川下八十美） 市長、公正取引委員会、いわゆる公取が住友重機に立

入検査に入るということは、やはり公共事業に対する受注が私は要因だというふうに見るのが、これ常識だと思います。ご承知のとおり住友重機の平成17年度のこの事業の受注金額は約70億円、これ一般受注も入れてです。そうすると、これは私たちの約50億円がこの中に入っているとすれば、3分の2以上の受注、しかも私の調査では、公共事業を住友重機が受注しているのは、この下北地域広域行政事務組合のし尿処理施設だけです。ほかの物件で談合の形で指摘を受けたとすれば、どうして住友重機だけがこの水処理施設の事業から撤退しなければならないのでしょうか。ほかのメーカーも当然そういう指摘を受けるのが当たり前ではないのでしょうか。私は市長も管理者の立場で、私も今いわゆるメール問題で国会も揺れておりますから、非常に緊張して言葉を選んで申し上げておりますけれども、少なくとも去年の8月2日、そして住友重機が撤退を決定したのは11月30日、その間で住友重機が受注したのは、この私たちの下北地域のし尿処理施設です。そうすると、私は常識的に、この談合は、過去におきましても、私もいろいろお話をしました。一昨年5月14日に入札が設定されて、談合の情報が入って1カ月以上も入札が延期されたわけです。6月27日ですから、入札が行われたのが。いろんなあれがありました。ですから、結果的に8月2日に公取が入ったということは、むつ下北のこの施設が原因ではなかったのでしょうか。このことは、私は一つだけお伺いしますけれども、管理者とは言いません、これに関する関係者がもし公取から事情聴取等を受けておられるかどうかということだけは市長からお伺いをしたいと思います。

今2回目ですから、市長、私が心配するのは、この事務組合は下北郡の市町村だけではなくに、横浜町、野辺地町も入って、他郡の町村も入っている事業なのです。ですから私は、この事業はきちっと慎重に予定どおり実行していただきたい、完成していただきたいし、将来においてもこれがやはり下北の象徴となるし尿処理の施設になっていただきたいと、こういう念願から申し上げておるわけでありますから、今言ったようなことをしんしゃくして、もう一遍ご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 住友重工を含むかなり大手の重工業の会社が公取に取り調べを受けているのは、し尿処理は1件も入っていないのです。橋です。ですから、あなたはその問題をあなたほど知っている人はいないのです。わざわざここでおっしゃっているというのは、何のためなのです。ですから、先ほども申し上げているとおり、この事業からは撤退しますと。住友重工の基本方針として、全国で展開してきたし尿処理の問題からは撤退するけれど

も、メンテナンスについては絶対責任を持ちますと、スペシャル・パーパス・カンパニーについても共同で進めていくことに同意をしますと、こういう文書が入っている。あなた、公取入った理由は十分知っているでしょう。この事業で入っているのではないということも十分知っているでしょう。あのときにいろんなイエローペーパーが書いています。そこにはどこにも入っていないのです。そういう経過を一番詳しいのがあなたなはずですから。この問題には私どもはそのような事実は一切ないということも、私ども自身は一切ない。もしそれがあるとすれば、私どものところにも公取が入るはずなのです。そういう事実が一切ないし、それを受けての検察庁等の動きも一切ないでしょう。そして、公式の会社としての決定として、この事業から撤退しますと。このむつ市で下北郡全体、上北郡も一部入れた全体のための工事から撤退するのではないのです。全国で展開している事業から撤退するという文書をよこしているのです。しかし、このメンテナンスとスペシャル・パーパス・カンパニーについては共同で展開しましょうと、こういう申し入れをいただいているのです。あなたがお尋ねになっていることは、もう一回質疑する機会がありますから、どうぞおっしゃってください。

○議長（宮下順一郎） 7番。

○7番（川下八十美） 市長、誤解を招いてはいけないので、はっきり申し上げておきますけれども、私の手元には、住友重機工業株式会社の社長がきちっと出した、それこそインターネット、メールと申しますかがあるのです。それは、会社がはっきりと汚泥再生処理施設の談合にかかわったとして8月2日に公取が立入検査に入ったということを認めているのです。橋の問題ではないです。私は、願ったのは、今言うように、そういう環境にありながらも、この下北地域広域行政事務組合の汚泥処理の関係ではないと市長がおっしゃった。私も安心しました。そうあってほしい、そう願っております。ですからこそ、この工事がきちっと進展もして、来年の3月31日の引き渡しに私たちの下北地域広域行政事務組合に引き渡しをしていただいて、そしてこれから何十年間もこれを使用しなければいけないのですから。今言うように、私たちの郡の市町村だけではないのです。そういうことを願うがゆえに、私はあえて申し上げているわけありますから、これは市長はもちろん、管理者はもちろんのこと、そういう形ではないけれども、し尿処理に関しての分野であることだけははっきり申し上げておきます。

以上で3回目ですから、終わります。答弁は要りません。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生）　ちょっときついやりとりがありました後ですが、私は二つばかりお伺いしたいと思います。

一つは、広域行政の方で実質収支で5,346万円の黒字になったと。黒字を出すことは結構なのですが、一つ例を挙げますと、旧むつ消防署の庁舎の跡地は、いつごろ、どういう形で処分をなさるのか、その問題。それと、このように事務組合の方で5,000万円を超える実質黒字が出たという要因は何なのか。要するに最終的には本家の方が赤字なわけですから、本家の負担で持っているわけです、その事務組合というのは。ですから、こういうぐあいには実質黒字が出ることは結構だけれども、事務組合ではやはりいかなものだろうかと思うわけです。

それから、二つ目は、いわゆる東通村診療所が二つとも指定管理者制度になったわけですが、そうしますと現在そこに勤務なさっているお医者さんが指定管理者として自らの経営に乗り出すのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎）　市長。

○市長（杉山　肅）　一番まだ私この場ですぐお答えできないのが黒字の問題ですが、まず入札工事の執行残なんていうものは少しはあるかも知れません。あるいは、もっと単純に率直に申し上げて、事業をやる際に試算したものに誤りがあって、少し多目に負担金を出していただいたりということがあるかも知れません。あるいは、経費節減ということもあるのです、人件費の引き下げもやっていますから。幾つかの要素があると思いますが、これは後ほど下北地域広域行政事務組合の事務局長から柴田議員の方に黒字の様相をお示し申し上げることにしたいと思います。それでいかがでございましょう。

それから、消防署の跡地は公募しておりますが、これはなかなか、かつてはあの辺は結構一等地のような状況であったのですが、入札に応じてくれる方々の評価が非常に安い。こちらで簿価で価格設定しておりますから、なかなか折り合いがつかないということですが、それぞれ議会にもご相談申し上げて、本来あれはむつ市の土地を事務組合に移管した土地なものでありますから、これについてはどういう、今大変その事務組合に移管した時点での評価額と今日では相当な乖離がありますので、それらについて議員のご意見を伺うということもしなければいけないのかもわからないという状況にあります。ですから、一般公募による競売、縁故競売というのもありますけれども、今の時点でむつ下北ではなかなか半端なのです、広さからいっても、それから場所的なものからいっても。そういうことがありますので、これはなかなか

か買い取り出はないということです。

それから、医療施設の二つの指定管理者制度であります。これは現在二つとも経営委託をしています。リハビリテーション病院は、むつ下北医師会への経営委託、それから東通村診療所の場合は、自治医科大学の附属機関への経営委託、こういうことになっておりますので、これは法律の改正によって指定管理者制度に移行するということです。実質的な内容は、まずほとんど変わらないとご理解いただきたいと思います。経営の、契約の仕方だけが変わるということで、最小限の変化は出てくると思います。変化は出てきますけれども、基本的なものは動かないということになるはずであります。なるようにしてあります。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 旧むつ消防署の問題については、やっぱりむつ市で請け負って、もう返してもらって、そしてあそこは河川の隣接地としては、やっぱり整備する必要があるのではありませんか。ですから、小公園のようなものでも、いわゆる旧むつ市の中心、田名部地区の中心部がどうもがさつになっておりますので、やっぱりあの消防署の建物もすっかり返してもらって、それで取り壊す費用はかかるでしょうけれども、公園という整備をなさった方が私は効率的ではないかなと。どうしても売れないのだったら、そういう措置をしていただくのが本筋ではないかと思うのです。そういった提案をしておきたいと思います。

それから、東通の自治医科大学附属病院に委託するというのは、非常に結構なことだと私は思います。これは、よその診療所についてもそういった傾向が出てくるのではないかと。出てくる方が医師確保の面で手間が省けると私は思っております。

それと、以前脇野沢の診療所に歯科の先生が独立をしたいということで、これは合併前に本人からお聞きしたわけなのですが、やっぱりその指定管理者制度を導入すれば、本人はやってみたいという気持ちがあるかもしれないのです。ですから、そういった面で私は病院、診療所の指定管理者制度というのは大いに活用していただけるのがいいのではないかと思いますので、それらも一応提案して終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 消防署の移転計画をつくったときに、県から話があったのです。変えます。その後に我がむつ市の財政より厳しくなったのが青森県の財政なのです。だから私は、言葉は悪いのですが、人のふんどしで相撲をとろうと思って話を進めてもらったのです。途中で消えてしまった。でも、

今あの建物を壊してあそこに公園を構築するというような、いわば余裕がないし、中には手を挙げて欲しいという方もいらっしゃる。ただし、評価が全然違うわけです。この辺は、議会の皆様方との合意が得られるような形にしていくことができれば、それにこしたことはないと思います。ですから、少し時間をかけさせていただきたいと。

それから、東通村の診療所ですが、これはスタート時点から自治医科大学の外郭団体が経営を委託してきているのです。ですから、それをすんなりそのまま指定管理者にしかただけの話でありますので、これは今急にそういうスタイルに変わったのではないということでもあります。それがうまくいって医師確保から給与体系も少し変えたりなんかしているという状況もありますから、そういう状況であるということをご理解願っておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 消防の関係で2点ほどお尋ねさせていただきます。

まず1点目ですが、市長の説明でありますと、議案第35号で消防職員の定数を2名増員したということですが、ある新聞によりますと、定数どおり実際は職員はなかなか配置されていないという、そういう記事を読んだことがあるのです。ここの地域では、こういうふうに定数を2名増員したのだけれども、本来の職員はその定数どおりしっかり配置されているのかどうか、ここをまず1点お聞きしたいと思います。

次にですが、消防署の施設の改善についてであります。先ほど大畑の消防署の移転先がなかなか不適地だったというふうな説明を受けたのですが、この経過についてもう少し詳しく教えてもらえればと思います。というのは、買い取ってしまった土地を調査に入ったのかどうか、そこら辺も含めて説明してもらえればなと思います。

あと、同じ施設の改善で大湊消防署も大分古くなっておりまして、以前私ここで取り上げたことがあります。そこら辺の施設改善の動きというのは進んでいるのかどうか。この2点、よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 消防職員の定数は、事務組合全体の消防職員の定数でありまして、消防本部、むつ消防署、大湊消防署の定数はふやしません。むつ市の消防署の中には、大畑、脇野沢、川内とありますが、そこもふやしません。全体で2人ふえるということですから、ご理解願います。

大畑の消防署予定地については、新聞にも報道されておりますので、ご承知のとおり取得しております。取得しておりますので、そこで設計を執行し

まして、土地の調査をして液状化の可能性が非常に強いということで、設計の執行を停止しております。

大湊消防署については、もう署長のいる場所がないくらい狭い。署長がいなくても火消しができるというぐらいの我慢をしてもらっています。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） まず、消防署の定数についてであります、ということは下北地域広域行政事務組合の消防署の職員の実際の配置はしっかり定数どおり配置されているというふうに理解していいか、そこをまず確認させていただきます。

そして、大畑の消防署の移転先の土地ですが、もう取得してあるということですので、かなりもう税金が使われております。そういうことであれば、また逆に買い取った土地を売却するのかどうか。そこら辺の見込みなんかもちょうとお知らせしてもらえればというふうに思います。

あと大湊消防署は、市長のそういう答弁であれば、勤める職員は大変でかわいそうだと思いますので、ぜひとも広域の長期計画で改善するというふうに一応のっていますので、そういう方向に早く進めるようにお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市町村の職員の定数は、大枠は先に決めておいて、その中で募集するとかしないとかということがあるのですが、消防署の場合は、こういう業務がふえました、例えば救急の搬送件数がこんなになりました、消防自動車がふえました、その中に乗せる職員がこれだけ要素がふえましたという増加要因を見込んで定数をふやすというのがこれまでの消防定数の検討の仕方でありまして、ですから、2人ふやすということは2人配置するというものでありまして、それ以外の消防本部消防署消防分署は、定数がっちりあるということでありまして。

それから、大畑消防署の予定地でありまして、液状化の可能性があると新聞に出て、買ってくれる人いますかな。あれは、県の土地をまず3分の2ぐらい買って、あと民間の土地を買ったというふうに新聞には報道されております。県の土地ですから、かなり安く売ってもらっていますが、もっと深く申し上げると、あの予定地の前に県道が通っています。この道路も液状化する可能性が非常に高い。地震が起きれば消防署から消防自動車が出られない、こういうことが懸念されるというので、そういうことが起こるとは断言しておりません。懸念されるということでありまして、しかしそういう危険を

冒してまで消防のための建物をつくるということが果たして正しいかどうかということは、この後大畑地区の出身の議員からもいろんな角度からご意見がちょうだいできるのではないかと、そう思っております。

大湊の消防署の問題であります。大湊の消防署は、一番困るのは、あそこの消防自動車、救急車は全部事務組合全体の自動車の中で4輪駆動を全車導入したのが大湊消防署であります。そういう苦勞をしていますから、4輪駆動車で苦勞して上がるよりも、できれば上の道路のさらに上の方に消防署をつくる。今国道338号のバイパス工事の検討が進み始めております。そういうところにある土地を、今はもう大湊地内では消火、救急の中心になるような土地に適地はありません。随分調べております。そういう中での苦勞がありますから、あそこの建物狭いから、早くかえろと、こういうふうにおっしゃられても、ああ、そうですか、では変えましょうという計画はなかなか示せないという状況であるということをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

（午後4時13分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 宮 下 順一郎